

進めよう 再開発！

第11号

ともにつくりよう市川駅南口のまち

権利変換計画縦覧に 136 人

27人の権利者の方が意見書提出

平成15年10月23日から11月5日まで権利変換計画の縦覧を行いました。縦覧期間中は136人の方が権利変換計画書を閲覧し、27人の権利者の方から意見書が提出されました。

《今後の予定》

提出された意見書については、「再開発審査会」に付議し、その後権利変換認可申請をすることができるかと判断した場合は、11月中に千葉県知事に申請を行います。

千葉県知事の認可を得ると、認可の日から60日を経過した日が権利変換期日となり、転出される権利者の皆さんには土地分に相当する補償金を、権利変換期日までにお支払いすることになります。

また、権利変換期日を迎えると、施行地区内の土地について、新たな土地の表示の登記並びに権利変換後の権利についての登記を行います。

現在、A街区の再開発ビルの敷地は、市川南1丁目と一部市川1丁目が含まれていますが、土地の登記の際には、都市再開発法の規定により、敷地を一筆共有にするため、諸手続を経て、敷地内に含まれる市川1丁目市川南1丁目編入されます。

発行日 平成15年11月10日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電話 047-324 0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>